

広島県告示第四百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

事業者の 名 称	主たる 事務所の 所在地		事業所の 名 称	事業所の 所在地		変 更 日 月 年
	呉市天応西条 二丁目六番一 六号	訪問介護事業 所縁シヨイラ イフすみれ		新	旧	
株式会社すけ さん			安芸郡海田町 新町五番一六 号	安芸郡海田町 南昭和町三番 一六号		